

肝炎ウイルス検査実施要領

1 目的

この要領は、国内最大の感染症である肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施する、肝炎ウイルス検査(以下「肝炎検査」という。)の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施機関

実施機関は、札幌市が指定する医療機関とする。

3 医療機関の実施方法

個別方式とする。

4 検査項目

(1) 問診

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体の検出(本検査は省略可能)

イ HCV抗体検査

ウ HCV核酸増幅検査

(3) B型肝炎ウイルス検査

ア HBs抗原検査

5 対象者

対象者は、札幌市に住所を有する者のうち、原則、検査日当日より以前にC型肝炎ウイルス検査又はB型肝炎ウイルス検査を受けたことのない者とする。

※ 検査にあたっては、「マイナンバーカード」「運転免許証」などにより氏名、住所等を確認するものとする。

※ 対象者に疑義がある際は個別に照会すること。

※ 医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスの範囲内において、本検査に相当する検査を受けることができる場合は、対象外とする。

6 問診等の実施

肝炎検査の実施にあたっては、別紙様式の間診票により問診を行うものとする。なお、この様式により難しいときは、この様式に示す項目を含むものに限り別の様式を使用することができるものとする。

問診において、既に肝炎ウイルス検査を受けたことがあるか否か、現在又は過去において肝炎の治療を受けているか否かなどについて聴取を行うとともに、受診歴がある場合には診療録を確認するなどにより、受検者が対象者に該当することを確認するものとする。また、事前にパ

ンフレット等を用いて肝炎ウイルス検査についての説明を行うなど、肝炎ウイルス検査の実施について受検者本人の同意を得るものとする。

同時に、検査の判定結果が陽性だった場合のフォローアップ事業への参加等の同意について受検者本人に確認するものとする。

問診票による肝炎検査受検の希望及びフォローアップ事業参加等の同意の確認にあたっては、本人の自署を原則とする。

ただし、自署できないやむを得ない事情がある場合は、本人に代わって付添人又は看護師等が代筆できるものとする。

7 肝炎ウイルス検査の実施

(1) 健診等同時実施

肝炎ウイルス検査以外の血液検査を伴う各種健診・検診・診査等(以下、「健診等(注1、2)」という。)と同時に肝炎検査を希望する場合は、健診等と同時に実施可能とする。

注1 採血を伴う検査全般をいう。

注2 健診等には医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等で実施する健診及び生活保護受給者への健診を含む。

(2) 単独実施

肝炎ウイルス検査のみを単独で実施する。

8 肝炎ウイルス検査の内容

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。本検査は省略することができる。

イ HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、「高力価群」、「中力価群」、「低力価群」に適切に分類することのできる測定系を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用するものとする。

(2) HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

9 肝炎ウイルス検査の結果の判定

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体の検出

(ア) 陽性

検査結果が陽性の場合、HCV抗体検査を実施する。

(イ) 陰性

スクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

イ HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定する。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果が「中力価」又は「低力価」を示す場合は、核酸増幅検査を行い、HCV RNAが検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定し、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、「陽性」または「陰性」の別を判定する。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定にあたっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

10 判定結果指導

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された方及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された方については、医療機関への受診を勧奨するなど、肝臓の状態を管理するための検査や指導等を定期的を受け、自己の健康管理に役立てるとともに、必要に応じて適切な治療を受けるよう指導するものとする。

11 結果の通知

医療機関は、肝炎検査の判定結果及び判定理由を「肝炎ウイルス検査記録票兼請求明細書」(様式8-1及び2)に記録するとともに、検査結果の通知については、「肝炎ウイルス検査判定結果票」(様式8-3)を用い、判定結果及び判定理由を記入して受検者へ速やかに通知

するものとする。

通知は、来院を求め医療機関から受検者本人へ直接通知するものとする。ただし、受検者本人の申出により検査結果を郵送等で行う場合は、個人のプライバシーの保護等に十分注意を払うものとする。

12 費用の負担

肝炎検査に要する費用は札幌市が負担するものとし、その負担額は下表区分のとおり設定する。

(1) 健診等同時実施

肝炎ウイルス検査以外の血液検査を伴う各種健診・検診・診査等を同時に実施した場合

注) 健診等同時実施の場合、肝炎ウイルス検査以外の健診等の費用については札幌市の負担対象外

区 分
C型とB型肝炎ウイルス検査の両方を実施
C型肝炎ウイルス検査のみ実施
B型肝炎ウイルス検査のみ実施

(2) 単独実施

肝炎ウイルス検査のみを単独で実施した場合

区 分
C型とB型肝炎ウイルス検査の両方を実施
C型肝炎ウイルス検査のみ実施
B型肝炎ウイルス検査のみ実施

13 費用の請求及び支払

医療機関は、肝炎検査を行ったときは、その結果について、原則として検査実施月の翌月15日までに(3月分は4月10日までに)、「肝炎ウイルス検査請求書」(様式7-1及び2)に「肝炎ウイルス検査記録票兼請求明細書」(様式8-1)を添付のうえ、問診票とともに札幌市長に報告するものとする。

札幌市長は、医療機関に対し、期限(原則として検診実施月の翌月15日まで)を過ぎて報告されたもの、または請求書及び実施報告書に不備があったもの等を除き、報告を受けた月の翌々月の末日までに検査の費用(委託料)を支払うものとする。ただし、3月実施分については5月末日までに支払うものとする。

附則 この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

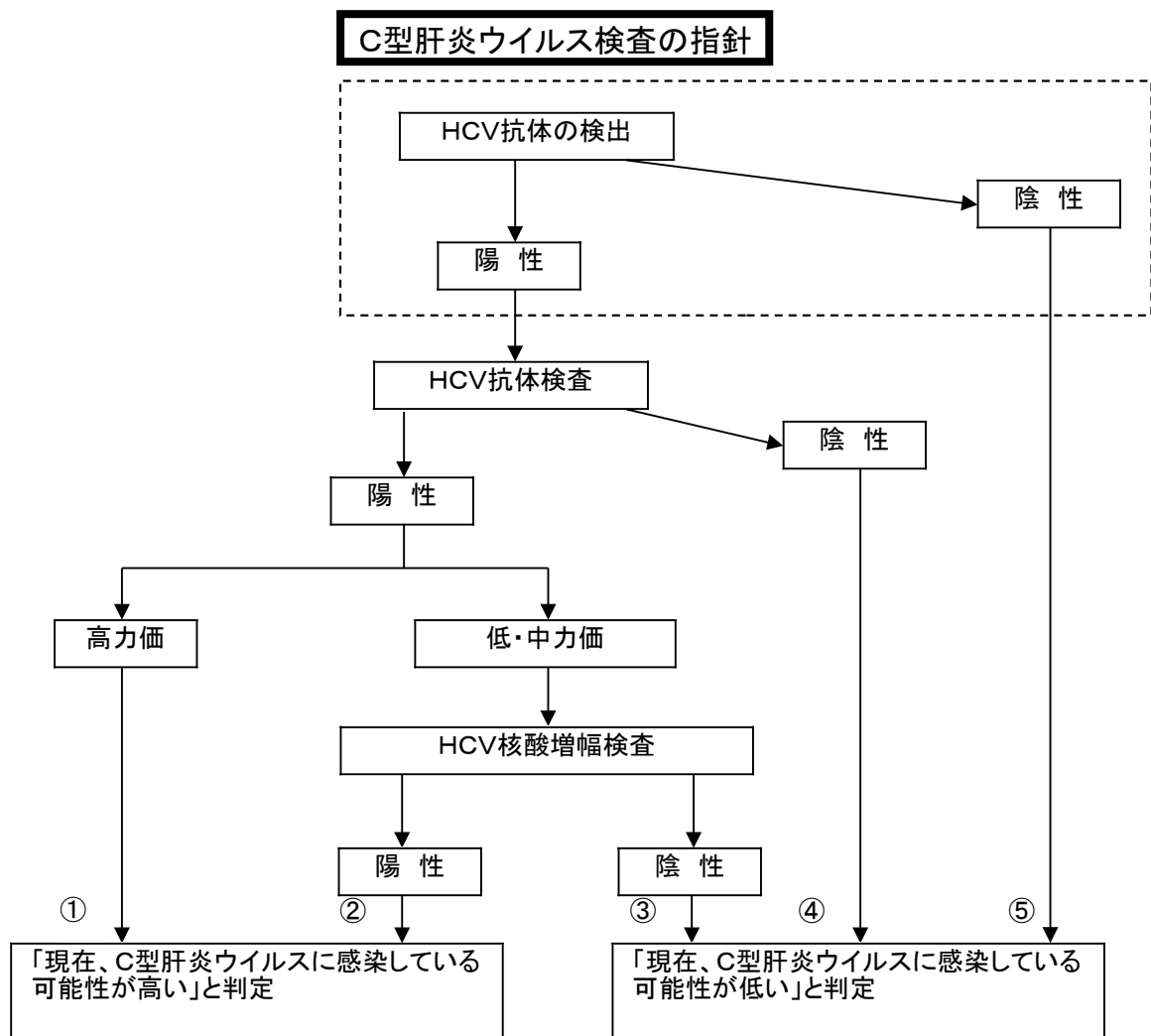
附則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。



※ は省略可能。